

特定保健指導の受診について

東京都弁護士国民健康保険組合

貴殿は、令和〇年度特定健康診査の結果にて、特定保健指導の『〇〇〇支援』（危険度：〇）に該当となりましたのでご案内いたします。

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満の改善と生活習慣病発症の予防と改善を目的としております。食生活や運動などの生活習慣を改善することにより、肥満、脂質異常、血糖高値、血圧高値から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防し、健康を維持できるよう、管理栄養士などの専門スタッフによる支援をいたします。

生活習慣病を発症・重症化してしまうと、健康な身体に戻すのは極めて困難となります。健康支援プログラムを無料でご利用いただけますので、この機会に是非ご利用ください。

なお、特定健康診査実施後に高血圧症、糖尿病、脂質異常症の疾患等で医療機関にて受療中（服薬あり）の場合は、医師へご相談ください。

【送付書類】・特定保健指導利用券

【受診方法】下記、医療機関へ事前にご予約のうえ、ご受診ください。

ご予約の際は、当組合名と保健指導の予約である旨を必ずお申し出ください。

1. 特定保健指導実施《個別》契約医療機関

医療機関	住所	電話
①医療法人社団 こころとからだの元氣プラザ	東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング2階	03(5210)6629
②一般財団法人 日本健康増進財団	東京都渋谷区恵比寿1-24-4	03(5420)8017

※上記医療機関①、②においては、Web 面接を実施しております。但し、面接等にかかる通信料については、受診者様負担となりますので予めご了承ください。

医療機関①を利用ご希望の場合は、下記アドレスを直接入力またはQRコードを読み取り、お申込みください。 https://www.genkiplaza.or.jp/tokuho_webform



なお、医療機関①のホームページ内にある「人間ドックWEB予約」等の各種健診予約は、組合補助対象ではありません。ご注意ください。

医療機関②を利用ご希望の場合は、下記アドレスを直接入力またはQRコードを読み取り、お申込みください。<https://www.e-kenkou21.or.jp/contact/guidance-contact/>



2. 特定保健指導実施《集合》契約医療機関

板橋区、江東区、世田谷区、中央区、武蔵村山市、神奈川県、千葉県
にお住まいの方は、弁護士国保ウェブサイト：保健事業＞健康診断事業＞特定健診・
特定保健指導＞特定保健指導に掲載の居住区の実施機関一覧表をご確認ください。
なお、上記地区の実施機関一覧表の郵送をご希望の場合は、組合事務局までご連絡く
ださい。

ご希望の医療機関へご予約ください。

【保健指導実施当日の必要書類】 下記①から③をご用意のうえ、ご受診ください。

①特定保健指導利用券

②人間ドック、春季・秋季健康診断、生活習慣病健診（ネットワーク受診、巡回型）、地
域の医療機関で実施の特定健康診査などの結果報告書

または特定健診結果登録：被保険者記録健診照会（GKAC020）

③被保険者証・資格確認書・マイナ保険証（※）のいずれか1点

※医療機関によってはマイナ保険証が利用できない場合があります。

『資格情報のお知らせ』もご持参ください。

【受診期間】 初回面接：令和〇年〇月〇日までにご受診ください。

※資格喪失された方は、受診できませんのでご注意ください。

【保健指導費用】 無料（弁護士国保が負担いたします。）

※個人的に検査等を追加された場合は、自己負担（実費）となります。

【〇〇〇支援の流れ】

①初回面接：目標と計画を立てます。

②実績評価：初回面接から3ヶ月以降または3ヶ月以上支援を受けた後に、目標の達成度
の確認を行います。

※ご不明な点は、組合事務局（TEL 03-6432-4701 電話受付時間：9時30分から12時、
13時から16時30分）和田・中山までご連絡ください。